

議事日程第6号

令和5年12月18日(月)

第1 議案上程(議案第90号から第111号まで並びに議案第113号及び  
第114号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第115号から第117号まで及び報告第25号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

---

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	佐藤 博
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	鈴木 誠
総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防災監	八端 隆公
市民福祉部長	佐藤 孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤 雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本 一也	産業建設部長	湊 智志
建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	総務課長	平塚 敦子
財政課長	天野 秀一	福祉課長	北嶋 三世
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	農林水産課長	夏井 大助
建設課長	三浦 昇	病院事務局長	原田 徹
会計管理者	湊 留美子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課長	笹 渕 美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒 一人	農委事務局長	船木 聖徳
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	薄田 修一

午後 2時00分 開 議

○議長（小松穂積） これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長より発言の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしまして御報告を申し上げます。

まず、ハタハタ漁の状況について申し上げます。

今季の沿岸季節ハタハタ漁は、昨年より三日遅い今月9日に北浦地区などで初水揚げがありましたが、昨日までの漁獲量は4.1トンで、昨年同期と比較しても40パーセントと激減しております。

また、雌のハタハタには産卵が終わった魚体も見受けられ、関係機関では、近年の海水温上昇など海洋環境の変化が影響していると見ております。

ハタハタ漁はこれから終盤を迎え、今後の水揚げに期待しているところではありますが、このまま推移しますと、今季の漁獲量は、沖合・沿岸ともに禁漁明けの平成7年以降で最少となることが見込まれます。

早期の資源回復が見通せない状況の中で、市としましては、最近漁獲が増えているアマダイなど暖水系の魚を加えた複合魚種への転換促進や蓄養殖漁業の確立を急ぎ、ハタハタに依存しない経営の確立を後押ししてまいります。

次に、東日本中学校ラグビー大会の優勝についてであります。

今月2日・3日、東京都で行われた第43回東日本中学校ラグビーフットボール大会において、男鹿東中学校・男鹿南中学校を中心とした合同チームが見事優勝を果たしました。男鹿市の中学校の優勝は、昭和63年以来、実に35年ぶりの快挙であります。

準決勝は茨城県代表の茗溪学園中学校に36対17で快勝し、決勝戦では神奈川県代表の関東学院六浦中学校を17対10で退け、強豪校を撃破しての優勝であります。

体格の大きな相手にも臆することなく向かっていく粘り強い守備など、これまでの練習の成果を遺憾なく発揮し、チーム一丸となって勝ち取った優勝は、男鹿市民に大きな喜びをもたらしてくれました。

選手の皆様には、この貴重な経験を糧に、それぞれの夢や目標に向かって歩いていくことを期待いたします。

次に、観光地再生に向けた観光庁の補助事業の採択について申し上げます。

これまで、男鹿観光の玄関口である男鹿駅周辺は、なまはげ文化を感じさせるコンテンツが少ないことや、周辺に宿泊施設がないといった課題を抱えておりました。

このたび採択された計画は、その解決に向けて、宿泊・観光に携わる市内の10の事業者が取り組む施設の改修整備など、総額約14億円規模の個別事業を市が地域計画として取りまとめ、国に申請していたものであります。

計画の中心エリアとして位置づけている船川地区は、オガーレや駅周辺広場の整備以降、まちの変化が顕著になってきており、こうした動きがさらに加速するとともに、北部地区や西海岸の宿泊機能の充実が図られるものと期待しております。

このたびの事業を契機として、なまはげ文化に触れる施設やコンテンツの整備、周遊ルートの開発・強化、滞在時間の延伸などに一層努め、官民一体となって男鹿観光の魅力向上を図ってまいります。

次に、温泉施設の譲渡先候補者の選定について申し上げます。

譲渡に向け公募を実施しておりました温泉施設のうち「夕陽温泉WAO」については、先日、蓬田議員の一般質問にお答えする形で二つの事業の提案があったこと、先月27日の「プロポーザル選定委員会」で継続審査としたことを御報告したところであります。

その後、数回にわたり事業者ヒアリングを実施し、持続可能性等について審査した結果、WAOの敷地と設備を活用して陸上養殖事業を行う東日本電信電話株式会社秋田支店、コテージを活用して宿泊事業を行う能代市の総合建設業K i v a n a 株式会社の2事業者を譲渡先候補者として選定いたしました。

今後、新たな形態で地域振興が図られるよう、譲渡の仮契約締結に向け候補者と具体的な協議を行ってまいります。

次に、男鹿市沖における洋上風力発電事業者の選定についてであります。

再エネ海域利用法に基づく全国4海域の発電事業者の選定手続、いわゆる「第2ラウンド」について、このたび国から選定事業者が公表され、「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、株式会社J E R A、電源開発株式会社、伊藤忠商事株式会社、

東北電力株式会社で構成されるコンソーシアムが選定されました。

その計画の概要は、出力1万5,000キロワットの風車21基を設置し、合計出力が31万5,000キロワット、運転開始は令和10年6月末の予定となっております。

選定された事業者には、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献はもとより、地域との共生の取組を通じて本市の発展に寄与することを期待しております。

また、このたびの設置海域は船川港に最も近接しており、風車の建設やメンテナンスに港湾の活用が期待できることから、船川港の機能強化に向けた取組を一層加速するよう、県・国への働きかけを強化してまいります。

以上であります。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

---

日程第1 議案第90号から第111号まで並びに議案第113号及び第114号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第90号から第111号まで並びに議案第113号及び第114号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。9番畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長（畠山富勝） 総務委員会に付託になりました議案第90号から第93号まで及び議案第113号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第90号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第91号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第92号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本3議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給

料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、また、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、及び一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料月額を改定するため、各条例の一部を改定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本3案について、委員より、一つとして、秋田県人事委員会では、県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の365事業所のうち112事業所の民間給与を調査し、総合的に勘案して勧告を行っているが、本市における給与水準の引上げを体感として感じ得ない。本市の民間事業所の平均給与データを得ることはできないかとの質疑があり、当局から、県人事委員会では市町村別のデータは公表していないため、市内事業所の状況把握は難しいが、ハローワークで秋田管内の新卒初任給のデータが公表されており、昨年と比較し引上げが見られている。秋田管内には本市以外に秋田市なども含まれるが、本市を含めた周辺市町村の状況として捉えているとの答弁がありました。

二つとして、委員より、会計年度任用職員数は適正なのかとの質疑があり、当局から、会計年度任用職員として一般会計で143名おり、職種は、事務員・窓口職員、相談員、集落支援員や校務員、給食調理員などの学校関係である。このうち事務員・窓口職員は50名近くいるが、事務員については給付金支給など集中的に事務事業を要する部署や、育児休業などで職員が配置できない場合などに配置している。今後も常勤職員の配置状況を踏まえ、配慮していきたいとの答弁がありました。

三つとして、委員より、会計年度任用職員の処遇改善について質疑があり、当局から、会計年度任用職員の給料表は一般職の職員と同じものであり、期末手当も同じ割合で引き上げられるため、このたびの改定で相当程度改善される。基本的に国の制度改正に沿って、適正に対応してまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本3案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第93号男鹿市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第113号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者の属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税について、当該出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額について、産前産後期間のうち当該年度に属する月数に相当する額を減額する措置について規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長  
【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】

○教育厚生委員長（進藤優子） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第94号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者から手数料を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、このたびの旅館業法の一部改正においては、旅館業の施設における感染症の蔓延防止対策、差別防止のさらなる徹底等に係る改正も含まれているが、市の事務手続や男鹿市手数料条例との関係性について質疑があり、当局から、旅館業法に係る事務手続については県から権限移譲されているものであり、このたびの旅館業法の一部改正に伴う市としての事務手続は、本条例の一部改正のみであるとの答弁がありました。

第2点として、委員より、本条例の一部改正により、事業の承継承認申請に係る手数料額は1件につき7,400円となるが、自治体によって金額は異なるのかとの質疑があり、当局から、一律7,400円であるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第95号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うとともに、所要の改正を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第96号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、製造業をはじめとした産業立地の促進に向け、労働力不足への対応や生産性の向上を目的とした自動化・省人化の進展等を踏まえ奨励措置の適用要件を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、奨励措置等の適用を判断する中で植物工場やパック御飯工場、養殖施設など、農水産業分野との線引きをどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、産業全般を考えると双方の関係は密接不可分であり、画然と分け隔てできない業種が多様化してきている状況と捉えている。

こうした状況の中、データセンター、コールセンター等を想定して対象業種を拡大したほか、「その他、特に市長が必要と認める事業」についても対象に追加したところである。これについては、市の課題解決に強く貢献が期待できる事業、市に対しこれまでにない投資額が生ずる事業、雇用促進の面で大きなインパクトがある事業など、商工業の振興や雇用の促進に資する取組と判断できるものについては、奨励措置の対象とし、支援していく考えであるとの答弁がありました。



以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化などの経営環境の変化を踏まえ、水道料金を改定し、もって経営の健全化を図るとともに、水道水の安定供給に必要な施設更新等に係る財源を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、値上げについては致し方ないという市民感情もある中、さらに客観的な判断を根拠とすべく、今からでも諮問機関を設置し、この料金改定に向かうべきではないかとの質疑があり、当局から、上水道事業の健全な経営を行う上で、有識者や市民から広く意見等を伺う有効な手段であるとは認識しているが、施策の決定に当たっては、それに代わる手法等があれば、必ずしも諮問機関の設置にこだわるものではないと考えている。設置に代わる手法として、これまで常任委員会や議会全員協議会、住民説明会の場で丁寧に説明させていただき、理解をいただいた上で、料金改定を提案するに至ったものであるとの答弁がありました。

第2点として、委員より、長期計画との整合性も含めた決算状況と財政シミュレーションとの検証方法について質疑があり、当局から、料金体系については、よほどの災害等がない限り5年間は維持できるような状況ではあるが、10年間の収支見通しを立てていた経営戦略の策定時とは、資材等の高騰により、大きく状況が変わってきている。経営戦略では、令和9年度に内部留保が枯渇するため、令和8年度までには料金改定が必要だとされていたが、現下においては、令和7年度には内部留保が枯渇してしまう状況である。我々としては、毎年その決算状況等を精査しながら、見込んだ財政シミュレーションと乖離がないかを定期的に検証した上で、3年から5年の期間で料金の見直しを検討していくとの答弁がありました。

第3点として、委員より、耐用年数を考慮した今後の管路更新に対する考え方及び現在進めている管路更新地区や特に緊急を要する箇所等について質疑があり、当局から、管路の法定耐用年数は40年とされているが、耐用年数を経過した施設をすぐに更新していくのは難しく、国やほかの水道事業体でも、法定耐用年数に代わる更新基

準として、材質に応じた実使用年数を用いる動きが広まっている。管路の実使用年数は平均60年とされており、材質によっては80年使用できるとされている。このことから、今後老朽管については、設置している水道管の重要度や、破損する可能性の高さなどを見極め、優先順位を定めて効率的な更新を進めていく。

また、現在は北浦地区と船川地区の二つの地区で重点的に管路更新を進めている。この計画が終了した後、緊急性の高い箇所としては、布設から約50年経過し、7月には災害も発生していることから、根本浄水場から茶臼配水池へ送っている送水管を想定している。今後さらに精査し、新たな管路更新計画等をつくっていききたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第98号インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定について及び議案第99号なまはげ館の指定管理者の指定についてであります。

本2議案は、観光課が所管する公の施設の指定管理者として、「インフォメーションセンターわかみ」は「一般社団法人男鹿市観光協会」を、「なまはげ館」は「株式会社おが地域振興公社」をそれぞれ指定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第100号男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について及び議案第101号男鹿駅周辺広場の指定管理者の指定についてであります。

本2議案は、男鹿まるごと売込課が所管する公の施設の指定管理者として、「男鹿市シルバーワークプラザ」は「公益社団法人男鹿市シルバー人材センター」を、「男鹿駅周辺広場」は「男鹿駅周辺広場賑いづくり共同事業体」をそれぞれ指定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案について、第1点として、委員より、株式会社男鹿まち企画が構成員に加わったことによる男鹿駅前広場の活性化策について質疑があり、当局から、オガーレまでを含めた広場側が主体となっている現状の中、旧駅舎側で展開されている取組が深まってくれば、連続して双方を結びつけることにより、新駅舎周辺のにぎわいが創

出され、ひいては男鹿駅周辺広場全体としてのにぎわいが期待できると考えている。また、町なかに自社店舗も構えていることから、商店街への波及等も展望していただければと考えているとの答弁がありました。

第2点として、委員より、シルバーワークプラザの利用状況に鑑み、譲渡に向けた協議を進めていくべきでないかとの質疑があり、当局から、個別施設計画における基本方針では、施設は現状維持で存続の上、男鹿市シルバー人材センターへの譲渡を検討するとしているところであり、まずは相手方と協議するところから始め、課題等を整理・共有しながら、譲渡に向けた取組を進めていきたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第102号男鹿市体育施設等の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、文化スポーツ課が所管する男鹿市体育施設等の指定管理者として、「男鹿市スポーツ協会・正和会・むつみJV」を指定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番笹川圭光委員長

【予算特別委員長 笹川圭光 登壇】

○予算特別委員長（笹川圭光） 予算特別委員会に付託されました議案第103号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）についてから議案第111号令和5年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまで及び議案第114号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）についての審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、去る7日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については、省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点として、物価高騰対策についてであります。

一つとして、生活困窮者世帯に対する7万円の給付及び8,000円の灯油購入費

補助については、さきに議決されたところであるが、第8号補正予算案には、子育て世帯物価高騰対策応援給付金として、子ども1人当たり2万円を給付する予算が計上されているが、この給付に係る財源は全額国の交付金を充てるのか、あるいは市の一般財源からの持ち出し分があるのか、財源の内訳について。

二つとして、生活者支援の中で生活困窮者の世帯が対象となっているが、非課税世帯だけではなく、低所得者も給付対象の中に加えて支援を拡大していくべきであると思うが、当局の考え方について。

三つとして、国の新たな経済対策として、低所得者向けに対する給付金18歳以下の子ども1人当たり5万円を追加給付する方向で検討し、報道等によれば年度中にも進める見通しとのことであるが、本市における年度内に給付するための今後のスケジュール及び低所得者以外に対しての、さらなる上乘せ等に対する考え方について。

第2点として、旧野石小学校を利活用し建設予定のパック御飯工場の計画において、本市の上水道及びガスについて、どの程度の使用量が見込まれるか。併せて、排水処理の対応についてはどのようなようになるのか。

第3点として、このたびの農業委員会関係の不祥事については、コミュニケーションが不足していたことが大きな原因であったと思われるが、これに対する認識について。

第4点として、統合型校務支援システム整備事業の財源が一般財源であるが、デジタル化に対応する補助金等の活用に係る考え方について。

第5点として、「キントリ坂」を観光資源として活用する考え方について。

第6点として、一般会計補正予算第7号において、債務負担行為補正の中で「ふるさと納税に係るオンライン決済手数料」、「ふるさと納税に係るシステム利用料」が追加されているが、限度額となる金額が記載されていない理由及び「ふるさと納税に係るシステム利用料」のサービス提供事業者の選定方法や契約の内容について。

また、本市のふるさと納税寄附金の納入額が令和2年度をピークに、その後、減少している要因及び増収に向けた新たな取組などの対応策について。

第7点として、「企業版ふるさと納税寄附金」の歳入2,010万円と、歳出では「企業版ふるさと納税地方創生基金2,000万1,000円」とあるが、どこからの寄附で、どういう内容なのか、また、基金を積み立ててどのように活用するのかに

ついて。

第8点として、一般職の期末手当は、民間では一般的に賞与という形で支給されると認識しているが、市ではどのように考えているのか。

また、賞与としての性質であれば、支給に当たり、職員に起因するミスや実績等を考慮しているのかについて。

第9点として、空き家が増え、その敷地内に樹木等があるケースがあちこちで見受けられるが、市が主体となり計画を立てて伐採するなど、住民の不安の払拭や景観の維持を図るための施策に対する考え方について。

第10点として、本市ではふるさと納税返礼品のうち、米が占めるウエイトは大きい在今后、あきたこまちRを宣伝する場合、今まで主力の返礼品であった、あきたこまちは何であったのかという風評被害になりかねないと考えられるが、今後の対応に係る考え方について。

第11点として、冬期間の除雪作業は、業者も高齢化、人手不足など大変な状況になっている中、昨年度から男鹿地区消防一部事務組合においても除雪を委託している。中には市から除雪を委託している業者と重複するケースも見受けられるが、市道等の除雪と消防の除雪については、市との間で協議はなされているのか。

第12点として、森林経営計画については、現在、新年度の予算編成に取り組んでいる中、今後どのような計画を持っているのか、また、市有林の適切な管理、伐採などを図っていくための考え方について。並びに、県で行っている「秋田県水と緑の森づくり税」と「森林環境譲与税」を活用して箱わなを設置するなどのクマ対策への考え方について。

第13点として、観光政策の中で、教育旅行はリピーターづくりの上でも有効だと認識しているが、教育旅行の日程が短縮されるなど、形態が変容していく中、新たなマーケティングや教育旅行の誘致についてはどのように考えているか。

また、現在実施しているお土産券について、市内に連泊する場合の拡充に対する考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委

員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第103号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）についてから議案第111号令和5年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまで及び議案第114号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより、議案第90号から第111号まで並びに議案第113号及び第114号を一括して採決いたします。

本24件に対する各委員長の報告は可決であります。本24件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号から第111号まで並びに議案第113号及び第114号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第115号から第117号まで及び報告第25号が提出されました。この際、本4件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

日程第2 議案第115号から第117号まで及び報告第25号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第2、議案第115号から第117号まで及び報告第25号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

【職員朗読】

議案第115号 男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例について

議案第116号 令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）について

議案第117号 令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第3号）について

報告第25号 和解に係る専決処分について

---

○議長（小松穂積） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました条例及び補正予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第115号は、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」により実施されている電気・ガス価格激変緩和対策事業について、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により継続実施されることに伴い、ガス料金算定の特例期間等を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第116号は、9月の大雨により被災した土木施設の復旧に要する経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ888万円を追加し、補正後の予算総額を190億2,245万3,000円とするものであります。

次に、議案第117号の男鹿市上水道事業会計の補正予算については、7月の大雨により破損した茶臼配水池送水管の復旧に要する経費を措置したものであります。

次に、報告第25号は、災害時の相互応援協定に係る本市派遣職員による床板破損事故に伴う和解について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。初めに、田村企業局長の説明を求

めます。田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） 企業局に係る議案について御説明いたします。

初めに、追加議案書の1ページをお願いいたします

本議案は、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」により実施されている電気・ガス価格激変緩和対策事業について、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により継続実施されることに伴い、ガス料金算定の特例期間等を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

男鹿市ガス供給条例新旧対照表でございます。

電気・ガス価格激変緩和対策事業による料金算定の特例を定めた、附則第4項中「令和6年1月」を「令和6年6月」に、同項第2号中「令和6年1月」を「令和6年5月」に改めるとともに、同項に第3号を加えるものであります。

これまで対象期間が令和5年2月検針分から令和6年1月検針分となっておりましたが、令和6年6月分まで5か月期間が延長されます。

料金は、令和6年5月検針分までは、使用量1立方メートル当たり13.64円、税込みで15円、令和6年6月検針分は6.82円、税込み7.50円をそれぞれ値引きするものでございます。

施行期日は、条例公布の日からです。

議案第115号の説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第117号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

上水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、7月の大雨により破損した茶臼配水池送水管の復旧に要する経費を措置したものでございます。

条文第1条は、総則であります。

第2条は、資本的収入及び支出の補正であります。収入は、第1款資本的収入に第1項企業債及び第2項補助金を見込み、1億4,469万2,000円増額、補正後



の予定額を3億261万8,000円とするものであります。

支出であります。第1款資本的支出は、第1項建設改良費の追加で1億3,542万円増額、補正後の予定額を5億9,382万1,000円とするものであります。

これにより、上段記載のとおり、資本的収支で不足する額を2億9,120万3,000円に改め、補填額の内訳をそれぞれ記載のとおり改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、企業債の補正であります。新たに、災害復旧事業4,820万円を追加するものであります。

議案第117号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第3号）の説明は以上であります。

御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） 私からは、議案第116号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ190億2,245万3,000円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと、8.1パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の市債の補正につきましては第2表でそれぞれ御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。12款地方交付税1項地方交付税は5万8,000円の追加で、普通交付税であります。

16款国庫支出金1項国庫負担金は592万2,000円の追加で、現年公共土木

施設災害復旧事業費負担金であります。

23款市債1項市債は290万円の追加で、現年公共土木施設災害復旧事業債であります。

以上の結果、歳入合計は888万円を追加し、予算の総額を190億2,245万3,000円とするものであります。

これを、歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源63.9パーセント、特定財源36.1パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費は888万円の追加で、災害復旧工事であります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様888万円を追加し、予算の総額を190億2,245万3,000円とするものであります。

これを、性質別比率で申し上げますと、消費的経費63.4パーセント、投資的経費17.0パーセント、その他の経費19.6パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は、市債の補正であります。

現年公共土木施設災害復旧事業債は290万円を追加し、6,830万円に変更するもので、市債合計を22億9,997万2,000円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第116号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本3件については、各委員会へ

の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第115号から第117号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第115号から第117号までは、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

---

午後 2時56分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 佐 藤 誠

議 員 畠 山 富 勝